

魚病対策促進協議会

(第 5 回)

農林水産省消費・安全局

魚病対策促進協議会

令和3年1月27日（水）

13：00～14：40

ウェブ会議（座長、副座長、事務局のみ）

農林水産省4階会議室449）

議 事 次 第

議題

報告事項

- （１）遠隔水産動物医療ガイドライン（案）
- （２）獣医師による事業者団体の検討状況

協議事項

- （１）「かかりつけ獣医師」の定義
- （２）獣医師の量的拡充の数値目標
- （３）水産用医薬品の使用基準の見直し
- （４）ワクチン接種等感染症対策の在り方
- （５）魚病対策の迅速化に向けた取組みの評価

今後のスケジュール

午後1時00分 開会

○中里室長 定刻になりましたので、ただいまから第5回魚病対策促進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御参加ありがとうございます。

今回も新型コロナウイルスの感染症対策のため、廣野座長と和田副座長のみ、こちらにおいでいただいております。

委員の方々はウェブ会議での開催といたしましたが、本日は全員の委員に御参加いただいております。ありがとうございます。

また、水産庁からは櫻井栽培養殖課課長と江口情報分析官に御出席いただいております。報道関係者を含め傍聴の方は、ウェブで御参加いただいております。

通信状況につきましては不都合の生じる場合もあると存じますが、どうぞ御容赦願います。不都合が発生した場合はチャット機能又は先日御連絡した事務局の連絡先まで直接御連絡ください。よろしくお願いいたします。

今回の協議会の傍聴はSkype for Businessを用いますので、冒頭、カメラ撮りはできないとしております。

また、傍聴者の方におかれましては、始終カメラオフとミュートをお願いいたします。

それでは、消費・安全局畜水産安全管理課の郷課長より挨拶申し上げます。お願いします。

○郷課長 皆様、本日は諸事御多用のところ、本協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

感染症対策のためにウェブでの開催ということとなりましたけれども、廣野座長、和田副座長には対面で御参加いただくということでございます。本日はよろしくお願いいたします。

これまで本協議会におきましては、養殖業の成長産業化のためにいろいろ御意見を伺ってまいりました。本日の協議会では、昨年の10月13日と12月24日に協議会で御議論いただいた内容、具体的には「かかりつけ獣医師」の定義ですとか獣医師の量的拡充の数値目標ですとか、あるいは水産用医薬品の使用基準の見直しとか、あとはワクチンの接種等の在り方とか、今までいろいろ御意見も頂きました。それは私ども事務方の方で論点を整理させていただきましたので、その整理の案に基づきまして御議論いただきまして、協議会としての取りまとめの案というのを作ってございますので、それについて本日御議論いた

ければ大変有り難いというふうに思っております。

時間に限りがございます。他方、委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を頂きまして、本日中に取りまとめの方向にと思っておりますので、御協力方、是非よろしく願いいたします。

以上、簡単ですけれども、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○中里室長 ありがとうございます。

それでは、議事の確認でございますけれども、お配りしている議事次第のとおりでございます。今、課長の挨拶にもございましたけれども、本日は、その協議事項でございます「かかりつけ獣医師」の定義、獣医師の量的拡充の数値目標、そして水産用医薬品の使用基準の見直し、ワクチン接種等感染症対策の在り方について御確認いただきたいと思います。また、これまでの取組につきましても御評価も頂きたいと考えております。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

こちらもお配りの議事次第に書いてあるとおりでございますけれども、今回の資料は、この次第と出席者名簿、それから開催要領、そして資料1として、「規制改革実施計画」実施項目への対応についてという一つの資料、また資料2として、今後の開催スケジュール、別紙として、令和2年度水産用医薬品要望調査、以上でございます。

それでは、これより議事に入ります。議事進行を座長の廣野委員にお願いいたします。進行の補佐を座長代理の和田委員にお願いいたします。

○廣野座長 座長の東京海洋大学の廣野です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、時間も限りがございますので、早速ですけれども、遠隔水産動物医療ガイドライン（案）について事務局から報告をお願いいたします。

○中里室長 それでは、資料1の2ページでございます。

前回お示ししたとおりでございますけれども、遠隔水産動物医療のガイドラインにつきましては、これまで御報告してきましたとおり検討の方向のとおりに進めております。

先般1月22日にガイドラインの検討会を開催いたしまして、その方向性に沿って水産分野の特徴を踏まえてガイドラインを作成しているところでございます。委員の皆様には参考に配布させていただいておりますけれども、こちらの方、今後は都道府県や関係者の意見も伺いつつ完成させて、今年度中に公表する予定としております。

以上でございます。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

皆様のお手元にもガイドライン（案）について配布されていると思います。

今説明がありましたように、先日、検討会があつて、今後、関係者なんかにも意見を求めるということになっておりますけれども、本件につきまして、報告ではございますけれども、何か御質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

特に今なければ、次に移りたいと思っております。

続きましては、獣医師による事業者団体の検討状況ということで、事務局から報告をお願いいたします。

○中里室長 資料の3ページになります。

獣医師による事業者団体の検討状況といたしまして、四角の囲みにありますとおり、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、この協議会におきまして、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促すとされておきまして、昨年のこの協議会のワーキンググループ、そして協議会でその在り方について御議論いただいたところでございます。

その中で、魚病に詳しい獣医師のみで、このような団体を設立するよりも、学会等が関与した形にする方が良いのではないかとか、魚病学会等の組織の一部として団体を位置付け、リストの管理等を行ってはどうとか、獣医師リストの管理は農水省ではなく民間の団体等が行うべきですとか、いろいろ御意見を頂きましたが、結論として、学会や大学の研究会など既存の団体を受皿にする方向で、座長・座長代理に一任という形になっております。

この中で前々回、第3回の協議会の中で和田座長代理から積極的に症例研究会の御提案などもございまして、和田座長代理の方で、リスト獣医師を対象とした勉強会を3月に開催を企画されているというお話を伺っております。このような方向で農林水産省も支援していきたいと思っておりますけれども、和田座長代理の方より御説明いただければ有り難いです。お願いいたします。

○和田座長代理 日本獣医生命科学大学の和田でございます。よろしくをお願いいたします。

現在検討しておりますのは、リモートでの研究会でございまして、3月の初旬を予定しております。リモートで数名の魚病関係者、現在魚病に携わっていらっしゃる研究者の方々あるいは現場の方、それと非常に豚の診療というもののこれまでの歴史が非常に参考になるだろうということで、豚の獣医をやっておられる方の経験談のようなものもお聞かせいただく。その後は、相互の情報交換というのを予定してございます。これは、今のと

ころはまずはリスト獣医師の方々に御連絡申し上げるんですけれども、農水省消費・安全局でありますとか、あるいは地方の関係の指導機関であるとか、そういったところと完全にミューチュアルに情報を双方に流せるような形を予定しております。

以上です。

○廣野座長 事務局、それと和田先生、御説明どうもありがとうございました。

皆様、お手元にある資料の3ページの右下の方にもありますけれども、農林水産省は、事業者団体の設立検討を支援していくと、一緒になって取り組んでいただけるということになっております。

これも報告事項でございますけれども、本件につきまして御質問等、今もしございましたらお受けしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、協議事項の方に入っていきたいと思えます。

まず一つ目が、「かかりつけ獣医師」の定義についてということで、事務局の方、説明をお願いいたします。

○中里室長 事務局です。

資料の6ページでございます。こちらの方、前回、前々回と魚病の迅速診断体制の議論をしていただいたところでございます。

この実施項目の内容を読み上げさせていただきますと、「魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。」とあります。

これにつきまして、これまで協議会で行ってきた議論を基に「魚病の迅速診断体制」を構築する方針でございます。

これらの参考資料として8ページ、9ページ、10ページ、11ページの方に前回の資料をつけておりますけれども、このような仕組みを考えております。

まず、二つ目のボツでございますけれども、養殖業者が、獣医師に直接依頼する体制でございますが、この際、獣医師は遠隔診療の仕組みも活用。正確な診断、安全な水産物の供給のため、魚類防疫員、水産試験場などとの連携を推進していくということでござい

す。

また、三つ目のポツでございますが、養殖業者が、日常的な魚病対策を担う都道府県——この中の魚類防疫員でございますけれども——を通じて獣医師に診療を依頼できる体制を整備。この際、獣医師は遠隔診療の仕組みも活用。このため、魚類防疫員と獣医師との間で必要な情報の提供、共有を行う体制を整備、ということを作ってまいります。

四つ目のポツでございます。

遠隔診療ガイドラインでは、獣医師と魚類防疫員との情報連携の実施などにより、迅速で適切な遠隔診療を可能とする仕組みとする。

最後のポツでございます。

その上で、迅速診断体制を用いれば、養殖業者は獣医師に迅速に連絡を取れることから、この仕組みを日常的な相談にも活用する方針。

これまでの委員の方の御意見をまとめると、こういうようなことかなと思います。

これを踏まえまして、この定義でございますけれども、「養殖業者が一定時間内に診療を受けることができる」とともに、日常的に相談できる相手先として連絡先を確保した獣医師」と整理してございます。

以上でございます。

○廣野座長 御説明、どうもありがとうございました。

皆様のお手元の資料の6ページから定義があって、その7ページ以降はパターン1、今御説明があったように、養殖業者が直接、獣医師の方と契約等々、話をするわけですがけれども、その中にも魚類防疫員とか水産試験場の方が一緒になってやっていただくという形。

それから、その次はパターン2になります。こちらも連携してということです。

それ以降、参考資料も出ておりますけれども、まず、今説明いただきました件について、何か御質問ございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。今まで議論してきたことをまとめていただいているということになります。いかがでしょうか。

いずれのパターンでも、獣医師の方と魚類防疫員の方も一緒になって養殖業者の方のサポートをしていくというようなイメージになっていると思います。よろしいでしょうか。

また最後の方でも、御意見があれば伺いたいと思いますので、それでは、この件につきましては、この体制を実行していくように事務局の方でまた今後もよろしくお願いしたいと思います。

○中里室長 ありがとうございます。

最後の方で御意見、またあればですけども、定義としてもこのような、獣医師の側から見るとこのような定義ということでよいかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○廣野座長 それでは、続きまして獣医師の量的拡充の数値目標についてということでお願ひします。

○中里室長 それでは、ちょっとページをくっていただきまして12ページでございます。

こちらの方、獣医師の量的拡充の数値目標ということで、いろいろ議論させていただきましたが、これまで量というよりも質の充実が重要という御意見を頂いたところでございますが、課題にもございますので、それでは数値目標というのを、どれくらいなのかと試算したところでございます。

まず、この12ページのところでございますけれども、これは前回もお示しいたしました日本とノルウェーの漁業養殖に関する産業規模などの比較でございます。

こちらにありますとおり、ノルウェーは魚類養殖の先進国とされておりますけれども、随分その生産量、そして魚種などでも違いがあること。

二つ目のポツでありますけれども、下の緑の図にありますとおり、水産動物医療従事者で考えますと、日本とノルウェーでは同程度の対応であること。

そして三つ目のポツでありますけれども、例えばノルウェーと同等の生産量当たり、ノルウェーは135万トンでございますけれども、当たりの獣医師数を確保しようとする場合、日本の獣医師数は、単純計算でございますけれども27人、30人弱かなと、そういうような目安が一つございます。もちろんこれは単純に比較できるものではございません。

13ページをお願いいたします。

こちらは、養殖場の魚病診療の状況でございます。

下の方に図を載せております。右手の方に魚類防疫員、そして魚類防疫協力員という現在の体制でございます。現在、この体制によりまして各地の養殖場がしっかりと魚病の対応をしているところでございます。

それに加えて、今度でございますけれども、魚病に詳しい獣医師といいますか、リスト獣医師の獣医師の活躍が期待されているところでございます。こちらの方で、また遠隔診療の活用なども期待されているところでございます。

したがって、上の二つ目のポツでございますけれども、このように相乗効果によりまして、養殖業者の方から見れば、魚病予防や水産用医薬品の適用外使用も含めまして、その治療の選択肢が増加していくということが考えられます。

また、先ほど御紹介いたしました遠隔水産動物医療ガイドラインによりまして、適切な遠隔診療の活用を行いますと効率的になりますから、1人の獣医師が対応できる件数というのも増加してくるのかな、ゆくゆくは専門性などによって集約されていくのかなと、そういうところが期待されるところでございます。

次、14ページをめくっていただきます。

こちらの方では、今後、魚病に詳しい獣医師が必要が増加するだろうという要因を考えてみたところでございます。

まず一つは、何といたっても、「養殖業成長産業化総合戦略」でございまして。

これによりまして、下の図にもありますとおり、2030年を目標として日本の代表とする戦略的養殖品目については生産量を2倍としていくというような目標もございまして。

また、昨年度、都道府県を通じまして養殖業者に行った獣医師への依頼について要望調査を行ったところでございますけれども、こちら、ちょっと見にくくて恐縮でございますが、下の方に棒グラフがあります。

今後、獣医師に依頼したい業務としましては、多い順に「魚病への対応策」、「魚病診断」、そして「魚病の予防策」といったコンサルタント的な業務に対しての要望が強いということが出ております。

現在、こちらの方と想定していた適用外使用などの薬品の投与よりも、そういうような要望があったということでございます。ここら辺が増加の要因なのかなと、需要が伸びる要因なのかなと思っております。

次、15ページにまいります。

今度は、獣医師の方に余り頼らなくてもいいのではないかという需要の減少要因でございまして。

こちらの方は、やはり昨今の状況でございまして。抗菌剤の薬剤耐性菌対策というのは、これは人も家畜も全部取り組んでいるところでございます。

政府の方でも、薬剤耐性対策アクションプランがございまして、その中でも、水産分野において抗菌剤の慎重使用の取組というのがうたわれ、私たちも実施しているところでございます。

このような状況を鑑みますと、今後、獣医師のみができる抗菌剤の適用外使用の減少なども考えられますし、また、先ほど御紹介しましたように、魚病診療の効率化、そういうものが減少要因なのかなと考えております。

最後、16ページでございます。

今いろいろな考え方を示して、データを示してまいりましたけれども、この二つ目のポツでございます。やはり養殖業成長産業化総合戦略、こちらの方が2030年を目標としておりますので、これと合わせた目標というのが適当なのかなと思っております。

そして、このような状況ですとか今後の魚病に詳しい獣医師の需要の見通しなども考慮いたしまして目標を設定したいなと、そういうものが必要かと考えております。

下の方の棒グラフを見ていただきますと、昨年度末、主に養殖業者さんが依頼していた獣医師さんを中心にリスト化いたしまして20名、こちらの方を都道府県の方に共有したところでございます。その後、本年度、かなり一生懸命に働きかけを行いました。獣医師会の方ですとかOBの方ですとか協力できる方を公募いたしまして、潜在的な候補者を相当程度カバーしたところで、72名まで増えている見込みでございます。このような状況でございます。

先ほども需要の見込みの方もお示ししましたけれども、まずは質的な拡充というものを重視しながら、この成長産業化の目標年である2030年を目標といたしまして、10年後で100名程度としてはどうかという案を提案させていただきます。いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

途中ちょっと切れたりしたというのがチャットで入ってきましたので、ざっと復習したいと思いますけれども、12ページは、どこかで比較したら数字も出しやすいだろうということでノルウェーとの比較。

続きましては、リスト化獣医師についての初年度、令和元年度、それから今年度の状況についてと、その獣医師に期待するところというところで、繰り返しになりますけれども、魚類防疫員との連携ということ、それから、右下に役割と。

その次が14ページになりますけれども、今後、魚病に関しての相談とか需要が増える可能性としては、水産庁の方で2030年を目標にブリとかマダイの養殖生産量を倍にするということで需要が増加する可能性がある。それで漁業者に対してのアンケート結果も14ページに出ております。

15ページが、いや、そんなことはなくて減るかもしれないよねと。いろいろな、多面的に検討していただいております、ニーズの減少という点も考えると、ここに書いてあるようなことも考えられるということです。

これらのいろいろな検討事項を考えて、一応10年後の目標値というものを事務局の方で出していただいております。この案によりますと、100名ということです。10年後で、今全く読めるものではなくて、説明がありましたように、増えるか減るかいずれになるかも分からないので、このスタート時点では100名ということで、今後また必要があれば見直していけばいいんじゃないかと私は考えておりますけれども、スタート時点でのこの100名という数字について、もし何か御意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。御意見ございますでしょうか。

先ほど私が言いました、このスタート時点として取りあえずというといいかげんな言い方になってしまいますけれども、100名という数字を置いて、それで進めていくという事務局からの提案でよろしいでしょうか。

松永さん、よろしくお願いします。

○松永委員 意見を述べたいと思います。松永です。

2030年度末で100人という数字なんですけど、何も知らない人を見ると少ないのではないかと感じるのではないかなと思うんですね。この100人で全事業者をカバーできるのかというような疑問があります。というのも、豚とか牛とかの飼養衛生管理基準で、たしか全生産者の方にそれぞれ担当の獣医師さんが決められて定期的に相談するというような項目が、たしか基準が改正されて入ったというふうに思います。以前は大規模所有者だったと思うんですが、今は全生産者になっているというふうに思います。

家畜においてそういう流れがある中で、養殖事業者において、全ての方たちが、こういう専門家に相談できる体制ができるのかというところが、多分、消費者の一番気になるところなんだろうというふうに思うんですね。

一方で、ずっといろいろなことを教えていただいて分かったのは、家畜の状況と獣医師さんの役割が結構違ふと。魚類防疫員さんが家畜における獣医師さんと同じような形で活躍しておられるというのが養殖の特徴だということがよく分かりましたので、その獣医師さんと魚類防疫員さんで全体の全事業従事者をカバーできるのかというような視点を持って、その辺りが資料に入っていると、この数字の意味というのが分かりやすくなるのではないかなというふうに思うわけです。

消費者として考えると、獣医師さんであれ魚類防疫員さんであれ、生産者と異なる第三者としての視点を持っていろいろな改善へとか、もちろん産業振興の面もですけども、病気の予防、耐性菌対策とか薬剤の乱用を防ぐとか、そういう改善とつなげることができ

る専門家とともに生産者の方たちが養殖を行っていただけたらと思うところ
が重要で、それが養殖全体に対する信頼性向上というところにもつながるんだと思う
んですね。

繰り返しになりますが、そこを獣医師さんと魚類防疫員さんと、それからいろいろな関
係者の方が協力してやっていきますというところが、ほかの畜産とかなり大きく異なる特
徴であると思いますので、そういうところが分かるような資料にして、その上で質的な拡
充も重視して100名程度というような表現をしていただければ、向かおうとしている方向
性というのがより明確になるのではないかなというふうに思いました。なので、この100
という数字にどうこうというよりも、その辺りを明確にして御説明いただければいいなと
いう意見でございます。

以上です。

○廣野座長 御意見どうもありがとうございました。

今、松永委員から御意見を頂きましたけれども、確かに御意見を頂きますと、そのよう
に、例えば16ページだけを見ると、そのように見えてくるのかもしれませんが、実
際、12ページを見ていただけると、魚類防疫員という方が440名おられますので、この魚
類防疫員の方と連携しながら一緒に仕事をしていただける獣医師が100という数字が出て
くるということを見れば、その養殖に関わる魚病関係者というのは、獣医師と魚類防疫員
で500名以上は担保するんだという目標、さらには、魚類防疫員も今後また10年間で人数
は、退職される方もおられますけれども、新たに資格を取られる方も出てきますので、今
おられる440人より減るということは私はないんじゃないかなと思いますので、その辺の
魚類防疫員の数も見えるような形で16ページなんかで作られると、より理解しやすいのか
なとは思いましたけれども、いかがでしょうか。事務局の方、ちょっと御意見を頂ければ
と思います。

○郷課長 畜水産安全管理課長でございます。

松永委員、どうもありがとうございました。

正におっしゃっている、今、廣野先生からお話もありましたけれども、魚類の世界、魚
類防疫員の活躍が何ととっても重要でございます。今も十分に活躍いただいているところ
でございますけれども、やはり一体となった形でしっかり進めていただくということでご
ざいますので、趣旨については全くおっしゃるとおりでございます、私どもの説明の中
にもうちょっと上手に書ければ良かったなと反省しているところでございます。申し訳ご

ございません。

他方、規制改革事務局の方から明示的にお題として投げられているのは、獣医師の人数をとということでございますので、済みません、結論だけちょっと書くような形になってしまいまして、逆にちょっと誤解をさせるような書き方で申し訳ございませんでした。

前の項目になりますけれども、本日お配りしました資料の8ページに、今回新たに増やしてまいります獣医師さんを、都道府県の水産試験場の魚類防疫員の方々と連携した形で、より発展的にきめ細やかに現場の意見を伺えるようにということで私どもも考えてございますので、最終的に取りまとめて対外的に御説明する際には、魚類防疫員との連携というところもしっかり見えるような形で、この100人だけが一人歩きすることがないように業界の方々、関係者の方々に御理解が得られるように説明してまいりたいと思います。

以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

今、課長の方からも御説明いただきましたように、この魚類防疫員というのが440名います。退職される方もいますけれども、今後も資格を取られる方もおられるので、養殖に関係して漁業に携わる方というのは、この440名プラス獣医師の数の目標値として、まず100名ということで500名以上が担保できるというふうに考えられますので、その点が分かりやすいような図とかがあればいいんじゃないかというふうなことを私は申し上げました。

それでは、この100名について、ほか何か御意見。

木村委員、お願いいたします。

○木村委員 全国鮎の木村ですが、今の獣医師の100名という数は別にしまして、基本的なことがちょっと分かっていないんですけれども、この獣医師に依頼していろいろと相談をかけるということは、やはり費用的な面は発生してくるんですね。そうなってきたときに、手軽に声かけられるというか相談することができるのか、それとも、それが発生しないんだったらもう少し広くできますけれども、それだけの責任というか、そこら辺がちょっとよく分かっていないんですが、どうなのでしょう。

○郷課長 畜水産安全管理課長でございます。

動物の世界でどのような形になっているかということ、家畜の世界ですね。先生も御存じだと思うんですけれども、家畜の世界は、通称、僕らは家保と呼んでいるんですけれども、県の保健所がございまして、そこが法定の伝染病ですとか、そういったところについてのモニタリングとか指導とか、基本的にはそこがやってございます。そこはまた別に

農場の管理ですとか、あるいは飼料の給与方法とかも含めて総合的に御説明申し上げたり、あるいは実際に重篤な疾病が出たときの相談に乗ったりというのを、特に豚の分野が多いんですけども、そういう開業獣医師さんが中に入ってやっていらっしゃるというパターンが畜産の世界ではございます。

私どもが考えておるイメージというのは、県の先生たちは、正に家畜の世界でいえば家畜の保健所のようなことで、ふだんから重大な疾病が出ているかとか、あるいは県全体としてどのように捉えるかというようなところの御相談に乗っていただきつつ、実際に治療を行うような場面で特に急ぎで適用外使用なんかが求められるような場合には獣医師さんを御活用いただくというような形で連携を取っていただく。獣医師さんが実際に適用外使用を行うような場合にあっては、そこは獣医師さんの方から、そういう事例についてのお金の請求があつてしかるべきなのかなというふうに思っております。ただ、これは産業としての発展度合というのとの並びで徐々に発展していくべきものでございますので、現段階でどのような形であるべき姿であるというふうに確実に示すというようなものではないかと思ひます。ただ、家畜の世界で起こっているようなことを考えますと、費用が発生する場合とそうではない場合というのが並立し得るというふうに私どもの方では考えてございます。

以上でございます。

○木村委員 はい、分かりました。今のところまたはっきり、段階を踏むということですよ。

○郷課長 はい、さようでございます。

○木村委員 はい、了解です。

○廣野座長 ほか何か御質問、御意見ございますでしょうか。

それでは、獣医師の量的な数値目標としては、このスタート時点は100名ということで進めていくということで、事務局もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移りたいと思ひます。

続きまして、水産用医薬品の使用基準の見直しについて、事務局の説明をお願いいたします。

○中里室長 それでは、資料の18ページをお願いいたします。

こちらは、水産用医薬品の使用に関する基準の見直しでございます。昨年の協議会の方で御議論いただきました。

下の方の右手の四角の囲みにございますとおり、養殖魚の食品としての安全性を確保しつつ、水産用医薬品の使用により魚病を低減させ資源の有効活用を図るため、以下の点について考慮する必要ということでございます。

こちらに①～⑤までの考えを示しております。

養殖業者からの多くの要望、そして、より多くの場面で使用可能、魚病対策として有効であること、薬剤耐性菌の出現を抑制すること、技術的な実行可能性があること、そしてまた、今後は戦略的養殖品目であること等の成長産業~~をが~~支える視点というのもあるかと思えます。

前回のときは、この①～⑤までの観点で協議会で方向性を示していただきました。

今後取り組むべき事項といたしまして、右手の四角にございますけれども、使用基準の見直しについては、サケ科の冷水病への対応、ブリのべこ病、そしてワクチンの対象魚種拡大については、マグロ等のイリドウイルス等への対応というふうにしておりました。

進捗でございます。下の方の囲みにございます。

①でございます。サケ科魚類の冷水病への対応につきましては、こちらの方は既に昨年の9月に1剤、承認されているところでございます。

また、②のブリ属のべこ病への対応でございますけれども、今年の2月の初めには農林水産省での審議を終了予定となっており、進んでいるところでございます。

また、これは使用基準の見直しではございませんけれども、安全性の観点、予防の観点ということで、③のマグロ属のイリドウイルス及びレンサ球菌への対応につきましては、農水省の戦略的プロジェクト研究推進事業によりまして、国、県、大学、企業が連携して現在、効果の検証を実施しているところでございます。

以上のような進展になっております。

具体的な役目につきましては、利害関係ございますので、こちらの方では明らかに列記することができません。

また、右手の方の囲みにございますとおり、今年度の調査につきましては別紙にて御説明させていただきたいと思っております。

別の資料で恐縮でございますけれども、別紙「令和2年度水産用医薬品要望調査」という資料を御確認ください。

こちらの方、2ページに調査方法を書いてございますけれども、昨年の6月8日から12月31日まで、都道府県を通じまして食用に供する養殖関係業者に調査した結果でございま

す。

次のページ3ページには、集計の結果、どれくらい要望が集まったかということを示しておりますけれども、902経営体から2,169件の回答を頂いたところでございます。このうち、精査いたしまして、全体で1,515件の要望を得ることができました。都道府県の皆様には、大変御協力いただきまして、ありがとうございます。

次、4ページでございます。

結果につきまして御報告したいと思います。こちら、魚種別でございます。

色別は、これは医薬品の区分でございまして、緑がワクチン、オレンジが抗菌剤、青が駆虫剤、赤がその他となっておって、グレーのところは、こちらの方は具体的な医薬品の希望がなかったものというようなところでございます。

これを見ると、グラフで分かると思いますけれども、ブリ属、マダイ、淡水ニシン目、こちらの方は旧分類でサケ・マス類でございますけれども、こちらの方から要望が高いとなっております。

また、ブリでは駆虫剤への要望が多くなっておりました。これは、ブリベコ病の治療薬についてということかと想像しております。

マダイでは、エドワジエラ症の対策の抗菌剤について、そしてサケ・マス類では伝染性造血器壊死症、通称IHNと言われているものでございますけれども、こちらに対するワクチンへの要望が多かったところでございます。

次、5ページでございます。

こちらの方は、疾病別に分類したものでございます。

疾病では、 α 溶血性レンサ球菌症というものが多くありました。続きましてエドワジエラ症、そしてベコ病というようなブリ属、そしてマダイの疾病の要望が多く出ているところでございます。

α 溶血性レンサ球菌症につきましては、ワクチンの要望も多く、これはクロマグロなどのブリ属以外の魚種への要望も多かったと、そういうところになっております。

6ページでございます。

こちらの方は、魚種別、疾病別の医薬品の要望の集計表でございます。

繰り返しになりますが、こちらは、魚種は要望の多かった上位10種、そして要望の多かった疾病上位3種までを集計してまとめてみたものでございます。

その結果を見てみますと、やはりブリ属やマダイの抗菌剤の要望が多いのですが、ブリ

属では α 溶血性レンサ球菌症、ノカルジア症、あるいはマダイのエドワジエラ症というように、既にワクチンや治療薬が承認されている疾病というものも見受けられました。

また一方で、伝染性造血器壊死症などのように、ワクチンも治療薬もないというようなものもございます。

こちら、7ページでございます。

こちらは用法及び成長段階、つまり成魚だとか稚魚だとかの要望の比較でございます。

規制改革実施計画におきましては、経口投与に加えて薬浴による用法ですとか、成魚・稚魚別の用法についても協議会で検討を行うとございます。そのために比較を試みしました。

まず、上の方でございますけれども、ここに書いてある表の浸漬というのが薬浴のことでございます。こちら見てみますと、抗菌剤、駆虫剤のいずれにおきまして、浸漬というのは経口投与への要望よりも少なくなっているというようなことでございます。

それから、右の下の方にある表でございますけれども、成長段階別に比較しても、全ての成長段階で浸漬（薬浴）というのは経口投与よりも少なかったというような結果が出ております。

次に、8ページをお願いいたします。

それでは、この薬浴というのはどういう魚に使いたいのか、どういう疾病に使いたいかという、全体少ないわけでございますけれども、その中での薬浴の要望というのを見てみたグラフでございます。

こちら、見てみますと、魚種でいきますとアユ、ウナギ、それから淡水ニシン目、いわゆるサケ・マスということになっておりまして、内水面漁業で飼育されているような魚種にワクチンとして使いたいというような要望が見えてきているところでございます。

現在、ワクチンというのがほとんど海面養殖業で行われておりまして、ほとんど人力で注射しております。内水面では、過去にアユやサケ・マス類で薬浴ワクチンというのがございました。それ以降、余りワクチンが開発・普及しておりません。そういった観点から、この薬浴での需要が多かったというふうに今のところは、見たところ考えております。

最後、9ページでございます。

こちらの参考でございますけれども、水産用医薬品調査会委員等へのヒアリングということでございます。

水産用医薬品調査会というのは、水産用の医薬品を承認などを審議していただく調査会

でございます。

こちらの専門家の先生方に、このヒアリング内容にありますとおり、薬浴法で使う抗菌剤等の開発に関する優先度について、そして稚魚及び成魚における用量の分別に関する優先度について、この2点について御意見を伺ったところでございます。

そうしましたところ、主にこのような意見が出まして、まとめて御紹介いたしますと、やはり現場での経済性やニーズ、使い勝手、現状の研究実績、環境への影響、また、その分野、その魚種の分野の生産量でありますとか、それから、その製薬メーカーが実際に作りたいと思うかどうか、そういう意見を頂いたところでございます。

現時点におきましては、ワクチンなどの予防薬を促進するという時期でございまして、このような抗菌剤、しかも薬浴で大量に使うような抗菌剤の開発ですとか稚魚・成魚別の用法の分別については、まだ優先的に検討する時期ではないのではないかというような御意見を頂いたところでございます。御参考まででございます。

以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

今後取り組む課題ということで今、御説明を頂きました。

それで、第1回では、取り組むべき事項として挙げられたことについて、この2年間、順次進めてきていただいているということでございます。ですので、この完結しているもので全てはないですけれども、それらについてまだ継続して水産安全室の方を中心に進めていただくということですが、今年度、水産用医薬品の要望調査というのを皆様のお手元でございますようにたくさんしていただきまして、たくさんの回答を得て、それらをまとめていただいたものが参考資料に載っていると。それで、今後、令和3年度以降に取り組むべき課題・事項というものをこの協議会で検討して、提案していきたいということになります。

それで、本件に関しましては、今日答えを出すということではなく、今日御意見は頂ける分は頂いて、さらに今後、次回どういう形になるか分からないということですが、オンラインになるのかメールベースになるのか分かりませんが、この協議会で検討事項を決めていくということになるというふうに聞いておりますので、まず、今日ざっと見ていただいて、御意見ございましたらお願いいたします。

福田委員、お願いします。

○福田委員 福田でございます。声、聞こえますでしょうか。

○廣野座長 はい、聞こえております。

○福田委員 よろしくをお願いします。

ここの項目で発言すべきかどうか少し迷ったのですが、基本的に基準の見直しによって現場ニーズへの対応が進むことについては非常にいいことなので、これはどんどん進めていただきたいと思います。本促進協議会の目標の一つに、基準の見直しに時間がかかってしまうこともあるので、そのときに獣医師さんの指示によって基準外の使用もできるようにしようかというお話があったと思います。

以前の協議会でも発言させていただいたのですが、基準外の使用を行う上であまりにも基礎データが不足しているという問題があると、恐らく専門の皆さんはそういうふうに使われているでしょうが、それを何とかして解決する方策が必要とおっています。将来的には、必要なデータを取る形をどこかでやっていただきたいと思います。間に合わないということであれば、過去のデータを用いて基準外使用の基になる何らかのデータ整理が欲しいところです。それは、養殖魚の安全のためでもあり、食品として提供される生産物の安全性にも関わることでありますので、何とかここは解決していただきたいと思います。

専門の先生方はよく御存じだと思っておりますけれども、古くからある抗菌剤等については、例えば本になっている魚類薬理学の教科書だとかの一部に薬剤の吸収や残留性などのデータが公開されている部分があるのですが、我々が今現時点で水産用医薬品として利用できる抗菌剤等について、利用できるデータが公に報告されているとは言えない状況にあると思います。医薬品が認可されるときには必ず、各メーカーさんがデータを提供されていると思いますので、それらの基礎データを実際に指導する人間が使えるような状態でなんとか公開していただくことができないかと、常日頃思っているところです。いかがでしょうか。

○廣野座長 福田委員、どうも御質問ありがとうございます。

ただいまの御質問、皆さん聞こえていましたでしょうか。

簡単に復唱させていただきますと、福田委員からは、適用外使用とかをするためには基礎データが必要であると。ただ、その基礎データ、実験で得られたデータについて、種々のワクチンとか化学療法剤の残留とかそういったもののデータをどれでも全て見ることはできないと。しかし、メーカーの方から承認申請されるときには、そういったデータも出てきているので、そういったデータが魚類防疫員なり魚病に関する獣医師なんかが見られ

るようにできないかというような御意見、御質問でした。

はい、お願いします。

○郷課長 畜水産安全管理課長でございます。

福田委員、どうもありがとうございます。おっしゃっている問題意識、問題意識としては非常に共有させていただきます。

適用外使用についての基本的な考え方でございます。適用外使用は、本来は望ましくないんだと、私はそう理解しております。本来、適用外使用なんかしなくてもいいように用法・用量がはっきり決まっている形で効くような薬がしっかりと、これが本来あるべき姿でございます。

他方、同様の状況は家畜でもやはりございまして、ちょっと言葉は悪いんですけども、個別の獣医さんが、外国の最新の文献を自分で検索して、獣医師免許を賭けてリスクをしょって処方していると、これが現場の実態かというふうに思っております。

ただ、こういった形でリスクをしょって免許を賭けてというようなことが必ずしも望ましいとは思ってございません。そういったような場面は、やはり関係者の方々と知見を共有し合って、より適切に、より幅広く適切な治療ができるというのが、やむなく適用外処方するときに求められる条件だというふうに思っております。

そういったような中で、なかなかお薬の申請のときに出した資料の実験データというのは、これは知財も絡むものですから、軽々に私どもの方でやりますとは申し上げられないんですけども、正に研究会とかそういったところでしっかり情報共有していただいて、一步でも二歩でも前に進めていけるように、あるいはこういった今回のような会議の場で繰り返し問題意識を共有していただき、私どもの方でも進展の状況についても考えさせていただき、皆さんで勉強する場をしっかりと作っていけるように進めていけたらというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

○和田座長代理 日本獣医生命科学大学の和田でございます。

正しく今の福田委員の御意見というのは、我々、これから水産動物を診療する獣医師にとって一番重要な情報になるかと思われます。ただ、郷課長もおっしゃいましたように、知財が絡むような話ですので軽々には扱えないということもございますが、例えば動薬協会の例もございますので、そういったところで申合せをして情報を頂ける、あるいは先ほ

ど私が申しあげました水産動物診療獣医師の研究会の中で、こういった情報についてもどんどん出していってお互い情報共有するというふうなことはこれからどんどんしていきたいと思います。

それから、ついでということではないんですけれども、恐らく製薬会社さんの方のデータの中には、この薬は使えないと、余りにも残留が強く使えないというデータも恐らくあると思うんです。そういったものについても是非とも共有させていただきたい。それが、とんでもない使い方をしてAMRの対策という意味でも大きな歯止め、抑止力になると思いますので、そういった情報も共有していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

ただいまの福田委員からの御質問、御意見に関しまして、ほかの委員の方、何かございますか。福田委員からも、もし何か追加とかがあればお願いしたいと思いますけれども、御意見、御質問いかがでしょうか。

この場で、やりましょうと言うわけには、今説明ありましたように権利のこととかがありますので、すぐにはできるわけではありませんけれども、検討していただければなとは思いますが、この協議会はメーカーの方も入っておられますので、もし、今メーカーの方お二人参加していただいていますけれども、今のことについて御意見等ございましたらお願いしたいと思いますけれども、高野さんあるいは久保埜さん、いかがでしょうか。

高野さん、お願いします。

○高野委員 共立製薬の高野です。聞こえますでしょうか。

○廣野座長 はい、聞こえております。お願いします。

○高野委員 考え方としては有りだと思います。適用外使用する際に、残留も含めて、その効果も含めて事前に情報があれば、それを基に投薬していくことは、業界全体のためにはプラスになるというふうに考えています。

ただ、先ほどもお話に出ていますように、知財の話も絡みますので、特定のメーカーだけからデータを供与するというのは少し難しいところがございますので、できましたら、先ほど出ました動薬協会のような、そういった枠組みの中で、業界、メーカー全体でそういう取組ができればいいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○廣野座長 御意見どうもありがとうございました。

動薬協会等々でまた議論をする場を設けていただければと思いますし、そのためには消費・安全局の方からも、いろいろと働きかけだとかサポートしていただければなというふうに思います。

それでは戻りまして、今のことも今後取り組むべき事項だとは思いますが、要望調査に関して、この中で今後取り組むべき事項ということについて、何か今御意見、御質問あれば頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この別紙の方をざっと見ると、現場の漁業者から出てきた意見と、それから一番最後の参考の水産用医薬品調査会の方たちにヒアリングしたのとで、薬浴という点に関しては、ちょっと何か相反するようないいか、異なる意見も出てきているみたいですが、この点に関して何か委員の方からも御意見があればちょっと今お聞きできればと思いますが、いかがでしょうか。

薬浴に関しては淡水魚が割と多く要望が出てきているようですが、中居委員、何かもしこれを見て御意見とかがあればお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○中居委員 聞こえますか、中居です。

○廣野座長 はい、聞こえております。

○中居委員 福田さんが言われたこと、私、また切れてしまって再入室まで時間がかかってしまって聞きそびれましたが、薬浴については、淡水魚の場合でもいろいろな問題があります。一つは、魚が小さい場合、注射が打てないという問題があって、最初に発売されたビブリオ病ワクチンは、できるだけ小さい魚で接種できるよう浸漬ワクチンとして開発された。また、非常によく効くワクチンだったので浸漬ワクチンの開発が可能だったと聞いています。特にアユは、放流魚に関しては10グラム以下で放流されますので、放流前の一か月以上前では、注射は打つに打てないという実態と思います。

あと、アユでは一部薬浴剤が市販されていますが、かつてビブリオ病が猛威を振るったときに、生物餌料を給餌する仔魚期にすごく死んだということで薬浴剤が開発されたと聞いています。ですから、その薬浴剤がいいか悪いかということではなくて、養殖の形態に応じた方向に行かざるを得ないのではないかと。ただ、浸漬ワクチンは相当効果が低いと実用化は不可能でしょうから、そのあたりを踏まえて検討すべきだと思います。

能でしょうから、その辺のところも踏まえて検討していくべきというふうに思います。

以上です。

○廣野座長 中居委員、どうも御意見ありがとうございます。

それでは、養殖関係者の方からも何か御意見を頂ければと思いますけれども、特にアユということで木村委員、何か御意見ございますでしょうか。

○木村委員 よろしいですか。

○廣野座長 はい、お願いします。

○木村委員 アユの内水面の養殖のものは、今、中居さんがおっしゃったように小さいので注射を打つのは無理なんですよね、常識的に。浸漬ワクチンというか、ビブリオ病のときは非常に効いたんですけれども、それができたときにビブリオ病が、無くなってしまったということで、今は本当に冷水病が大きなテーマといいますか、これは長く続いております。

冷水病を抑えれば、ほぼほかの病気というのはそんなに引き出すことはないんですけれども、これのワクチン使用というのは本当に我々は望んでおりますね、ワクチン開発というのは。だけど、マーケットが小さいものですから、そのワクチンもなかなか、15年ほど前から開発のことは言っておりましたけれども、できてこないという現状です。できるだけ薬を使わない方向でやっているんですけれども、ここをひとつ乗り越えるのには、先ほどから話題になっている、話題といいますか、今回のテーマである獣医師さん、ここら辺の付き合いは、内水面の養殖業者としては余り獣医師さんとお付き合い、コミットしたことがないんですけれども、更にそれを深めていくために何か必要ではないかなということ、そこら辺には期待するところですね。

今は以上です。

○廣野座長 御意見どうもありがとうございました。

淡水魚の場合は小型、小さいということもあって、なかなか注射とかハンドリングが難しいということで、そういう点から薬浴が望まれているという御意見を頂きました。

薬浴に限らずで何か御意見を今頂ければお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局に確認ですけれども、今後、この件についてはメール等々でもいつ頃までに御意見を頂ければいいとかとございますか。

○中里室長 実はまだ調査をまとめたところでございまして、また今後、改めてこの調査の結果と分析、そして対応の方向性というのを御審議いただく場を設定したいと思っておりますので、今すぐ御意見ということではございませんけれども、もし何か御意見がござ

いましたら、随時お願いいたします。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

本件に関しましては、またデータを更に解析して委員の皆様にご連絡いただけるということです。本日はこの配布されました要望調査なんかを見ていただいて、また事務局から改めて意見徴取があったときに御対応いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてワクチン接種と感染症対策の在り方についてということで、こちらについてもこれまで議論をしてきましたので、その辺のところについて事務局の方から説明をお願いいたします。

○中里室長 御説明いたします。

資料の20ページになります。

こちら、ワクチン接種等の感染症対策につきましては、これまで第3回、第4回と皆様から御意見を頂いたところでございます。

こちらの20ページの左側にありますとおり、これまでの御意見をまとめますと、効くワクチンを作れば義務化せずとも生産者は使うですとか、ブリなどでは、ブリの主要生産県ではほぼワクチンが接種されており、ノルウェーが義務化をやめたのと同様の状況になっている。ワクチンの経済効果というものも含めて生産者に説明していくことが大事。そして、対象疾病の被害率とワクチンによる軽減率を考慮する必要がある。また、ワクチンの開発・普及など魚病被害の低減に向けて、ほかにもやることは多々あると、そういうような御意見でございました。

これらの論点を整理いたしますと、まず一つ目、ワクチン接種を政策的に推進する要件でございますけれども、①被害が甚大であること、②魚価等との関係から高い経済効果が見込まれること、こちらの方はノルウェー、チリしかりでございます。③周囲への蔓延のおそれがあること、④効果の高いワクチンがあることでございます。

また、2点目、さらに、義務化が必要とされる状況でございますけれども、任意の接種では政策目的が達成できないこと、すなわち、全漁場での接種が政策的に不可欠であるというような状況であること、こちらの方の2点に、皆様の意見から論点を整理させていただいたところでございます。

このような論点の中から、今後、我が国として取るべき感染症対策といたしましては、下の矢印のところがございますとおり、「疾病の発生状況や被害率等に留意しつつ、複数

の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することが適当ではないか。」ということ
と整理させていただいたところでございます。

以上でございます。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

ワクチンに関しましては、これまで委員の皆様から御意見を頂いて、それらを今回まとめて
いただいたということになります。お手元の資料の20ページですね。

論点整理したのを今、説明いただきましたけれども、この件に関しまして、今、御質問、
御意見等ございますでしょうか。

では、ワクチンのこの件に関しましては、事務局が御提案していただいたことで皆さん
御了解いただいたということにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方、これに関しましても、今後どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きましてですけれども、これまでの取組について、この協議会での評価と
いうことを求められておりますので、少し事務局の方から説明をお願いいたします。

○中里室長 それでは、26ページをお開きください。

この26ページにございますのは、令和3年度に閣議決定されました規制改革実施計画で
ございます。

この中のhのところ、魚病対策の評価ということが記載されております。この協議会
において、b、c、dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を行うと
いうものになっております。

それで、上の方のb、c、dを見ていただきますと、こちらの方、bは水産用医薬品の
使用基準の見直しでございます。先ほど御報告したサケ科の冷水病、そしてブリのべこ病、
また、追加で対応しておりますマグロのワクチンなどのことでございます。

また、cの魚病に詳しい獣医師のリスト化というものもございます。こちらをリスト化
して魚類防疫員の方が連絡をつけられるような体制を作ることがございます。

また、最後dで、かかりつけ獣医師の体制を構築するというようなことございます。
こちらにつきましては、前回、前々回に御議論いただいて、体制づくりの枠組みを作っ
てきたところでございます。

いずれにしても、このb、c、dの項目は、これからの魚病対策の迅速化を図る上
で基礎的な枠組みを示す重要なところと承知しております。

こちらにつきまして評価でございますけれども、座長の方から評価の座長案というもの

を頂いております。そちらの方、もしよろしければ配布させていただいてと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○廣野座長 はい、よろしくお願いいたします。

○中里室長 では、配布をお願いします。

委員の皆様には、先ほど御確認を頂いた時点でお送りしております。

(資料配布)

○廣野座長 それでは、よろしくお願いいたします。

○中里室長 では、座長の方から評価の案を頂きましたので、御紹介させていただきます。

実施項目 b につきましては、先ほど御紹介した内容でございます。取組み状況は、先ほど御紹介した状況でございます。

また、実施項目 c につきましては、まず、令和元年に引き続き都道府県と連携して診療に協力する意欲のある獣医師を公募、研修の実施によりリスト獣医師は昨年度の20名から72名に増加見込みでございます。また、今後も公募、研修を実施予定としております。

実施項目 d のかかりつけ獣医師体制でございます。

こちらの方は、獣医師の迅速で正確な診療を受けられる体制について、都道府県を通じて、獣医師、養殖業者に依頼し構築したところでございます。また、持続的養殖生産確保法に基づく「漁場改善計画」を活用し、計画の中で、漁場改善の実施のための体制整備の一例として連絡体制図の作成を位置付け、連絡体制図には獣医師の連絡先を明示し、関係者で共有するように今後、指導していく予定としていただいております。

このような枠組みを作ってきたというところでございます。

この上記の取組による魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価でございますけれども、
1. 取組みの内容は魚病対策促進協議会の議論を反映した妥当なものであり、迅速化の方向性は示されている。ただし、迅速診断体制の構築は措置が完了していないので、迅速化の評価は今後の対応次第である。

2. 獣医師リストが迅速診断に活用されるよう、農林水産省は引き続き指導通知の発出など養殖業者、都道府県の魚類防疫員、獣医師が連携できるように取り組むことが必要。

3. 獣医師及び魚類防疫員双方の人材育成にも引き続き取り組むこと。

以上でございます。

○廣野座長 読み上げいただきまして、ありがとうございます。

一応案ですので、委員の皆様から御意見、御質問いただきたいと思います。いかがでし

ようか。

この２年間でいろいろ議論をしていただきましたこと、それについてまだ全てが完結しているわけではございませんので、引き続きの御検討はお願いするということになっております。

中居委員、よろしくお願いいたします。

○中居委員 一番最後の「獣医師及び魚類防疫員双方の人材育成にも引続き取り組むこと。」となっていますが、今までの経緯では獣医師のことはそれなりに出ていると思われませんが、魚類防疫員のことは、この会で何か人材育成のことで出たという記憶は私は余りないですが、引き続き取り組むこと、あるいは新たに取り組むことというのは、どのようにお考えになられているのかをお聞かせ願えればと思います。

○廣野座長 御意見、御質問ありがとうございます。

この協議会の中で、私も幾つか、何度か意見させていただいたんですけれども、魚類防疫員の方、実際現場で経験を積まれてきてされている方もおられますし、魚類防疫員の資格を取られて、現場でその魚病に関しての経験を積まれていない方々が、また魚病の現場に出たりするとき、そういったギャップがあったりしたりするし、それからその経験値というのも、魚類防疫員の方で都道府県によっても違うし、同じ県の中であって、同じ魚類防疫員の資格があっても、やはり経験値だとか地域が違ってくるので、その十分経験がない方なんかに関しては改めて研修をするということも考えていただきたいし、それから、その魚類防疫員の資格を取るための座学と、それから実習なんかに関しましても、もう少し形を変えて充実してすることも考えてほしいと。

実習とか研修に関しましては、やはりもう既に現場で魚病とかに対応されている方もおられます。そういう方と一緒に、現状で働いている方も一つの部屋で一緒に実習するというのは、実習とかを提供する私たちにとってはすごくやりにくいということもございます。さらに、最近は民間の方も入ってこられて実習等を受けられるようになってきていますので、実習を受けられる方の経験値にかなりの差があったりすることもありますので、そういう点についても、魚類防疫士の資格について少し改良していただくことができないかということを私意見申し上げてきて、今後検討していただきたいというふうな意見を申し上げます。

済みません、ちょっと長くなりましたけれども、よろしいでしょうか。

○中居委員

今のことは了解している話ですが、この会の中で一つ欠落しているなと思うところが、魚類防疫員といいますか、地方公設試の魚病担当者の再教育の視点がないんじゃないか。要は、一度魚類防疫士の研修を受けてもずっと魚病に関わっていなかったら、魚病の研究もどんどん進展しているので、行政に数年か、あるいは10年いてまた帰ってきたときに、資格があるからといってすぐ最前線に立てるかという問題があります。

多分、医者とか獣医師さんなんかは適宜研修を受けられて、最新の知識を踏まえた上で実際の診療に当たられていると聞いておりますので、魚病対策促進協議会というのであれば、そのような制度も整備していく視点は是非必要んじゃないかと提案させていただきます。

以上です。

○廣野座長 御意見、御提案ありがとうございます。

本当に中居委員が言われるとおり、この魚類防疫員という資格を取られても、すぐにその現場で活躍されずに、しばらくしてからというときもあって、そういうときはやはり再教育、再研修を受けられるような場所があったら本当にいいと思います。

こういう点についても、事務局の方、今後の課題としていただければいいと思いますけれども、何か事務局の方から今のことにに関して御発言があればお願いしたいと思いますけれども。

○中里室長 中居委員、御意見、そして廣野座長、コメントありがとうございました。

1点御指摘なんですけれども、廣野委員が今資格とおっしゃっていた魚類防疫員は持続法に基づく役職でございますので、魚類防疫士の資格をどういうふうにとということだと思っております。よろしくお願いします。なかなか混同しやすいもので、失礼いたします。

ありがとうございます。おっしゃるとおり、廣野座長から御紹介されたように、やはりそういう魚類防疫士をどうしていくか、人事異動で異動のある方をもっと活用する方法というような方、また研修の在り方というのも課題となっておりますし、これまでの議論の中でも、獣医師さんに情報を提供する上でも、魚類防疫員の人材育成が必要という意見を頂いたことでございます。

こちらの方に「引続き」というふうに書かせていただきましたけれども、引続きというよりも、より強化というか、もっと積極的にとか、そういう方が適当なのかなと今お話を聞いて思いましたので、もし座長がよろしければ、そちらの方に文言を修正してもよろしいかなと思っております。

それと、新たに魚類防疫員の方向けの研修というのは、これから検討していかなければならないのですけれども、一つ、これまでの議論の中でも出てきましたけれども、獣医師さんと魚類防疫員と一緒に研修をする、そういう機会を作ることによってお互いの切磋琢磨が図られるという意見がございました。先ほどの和田副座長の研究会なども将来的にはそういうこともあるのかなと思いますし、国研の水産技術研究所などのやっている病理研究会などもそういう機会になるようにこちらの方で働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

今、事務局の方から御提案いただきましたけれども、一番最後の文章ですけれども、「人材育成にも引続き取り組む」というところの「引続き」を「積極的に取り組む」ということに修正させていただきたいと思います。

○和田座長代理 日獣医大の和田でございます。

先ほど中里室長の方から御指摘ございましたけれども、この魚類防疫員というのは、持続的養殖生産確保法の中で取り決められているポジションでありますし、各都道府県の知事さんが任命することになってございます。この方々は、全て魚類防疫士ではありません。イコールではないんです。ですので、なるべく現場の方々には、各都道府県の知事さんには魚類防疫士の資格を持っている、すなわち一定以上のトレーニングと知見を持っておられる方を活用するという方向で是非とも御検討いただきたいというふうに思います。

この魚類防疫士の方々に关しましては、もうトレーニングコースができておりますし、その方々の技能をブラッシュアップする、バージョンアップするということも可能なんですけれども、全くバックグラウンドのない方に関しては大変難しいものがございまして、是非その点も消安局の方で御指導いただければと思います。

以上です。

○廣野座長 和田委員、御意見どうもありがとうございました。

今頂きました意見も踏まえて、今後、事務局の方で御検討いただきたいという、予算も関係することですから、そういう予算取りのところからよろしく願いしたいと思います。

升間委員、御発言お願いいたします。

○升間委員 今までの議論、総論的には全く問題なくて、ただ、ちょっと各論的なところで確認したいんですけれども、今年度、リスト獣医師の研修を近大水研の方で引き受けさせていただいたんですが、このリスト獣医師の研修というのは、今後同じようにやるのか、

それとも別のことを考えられているのか、それとも、こちらの方でももちろん引き受けるということもできるんですけれども、やっぱりキャパの問題とかいろいろな問題があるので、その辺も配慮していただきたいなという希望と、今後のお考えをちょっと聞きたいんですけれども。

○廣野座長 事務局、お願いします。

○中里室長 升間委員、御意見ありがとうございます。また、近畿大学の白浜研究所におけます実習につきましては、御協力を頂いて大変ありがとうございました。

実はあの研修会、30名弱の獣医師の方が研修を受けたところでございますけれども、大変評判が良くて、また受けたいという方もたくさんいらっしゃいましたので、できればまたお願いできないかなということも考えておりましたが、今後、御負担を考慮しながらどういうことが、ほかのところと分散してやるのか、それとも内容をもう少し整理するのか、また、事務局として升間委員や近畿大学の方とも御相談しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○升間委員 私個人としては、引き受けることに何ら問題ないんですけれども、ただ、負担される先生方とかスタッフのことを考えると、時期とそれから人数、そういったところをしっかりと相談していただきながら協力させていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○中里室長 ありがとうございます。

○廣野座長 升間委員、どうも御意見ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし今御意見なければ、一部文言を修正するということで今後進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、今後のスケジュールについてに移りたいと思います。

事務局の方、説明をよろしくお願いいたします。

○中里室長 今後のスケジュールでございます。

資料2の今後のスケジュールを御覧ください。

こちらの方、本日までたくさん議論していただきましたが、次回は、先ほども紹介あり

ましたが、水産用医薬品の使用基準の見直しについて、今回御紹介した調査結果を基に御審議を頂きたい、御意見を頂きたいと思っております。

こちらの方は年度内にやる必要がございまして、今のところ3月をめどとして予定しておりますけれども、日程につきましては、後日調整させていただいてお知らせいたします。

そのほかにつきましては、今後もこの進捗の報告ですとか、それから対策の課題などがございましたら、また協議会を開催していただいて、また御知見を頂けたらと思っております。

以上でございます。

○廣野座長 今後のスケジュールについて、御説明ありがとうございました。

一つ、使用基準の見直しに関わる取組がまだ残ってはおりますけれども、それ以外に関しましては、この2年間、委員の先生方から意見を頂きまして協議してきました。一定の方向性が示されたと思います。今後は、事務局を中心として、私たちが議論してきたことを基に進めていっていただければなというふうに思います。

さらに、今、事務局の方から最後にお話がありましたけれども、今後もやはり私たちこれに関係した、この決めたこととか、議論したことがどうなっていくのかというのはとても気になるころではありますので、進捗状況の報告会だとか、問題が出てきたら、また委員で議論をしたりだとか、そういう場を設けていただければというふうに私も思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に委員の皆様、ありがとうございました。今後もこの魚病対策の迅速化に向けて、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

では、事務局お願いします。

○中里室長 廣野座長、ありがとうございました。

それでは、事務局の方から事務的な連絡を2点させていただきます。

次回の協議会の開催日につきましては、別途、御連絡いたします。

また、二つ目としましては、本日会議で使用した資料は、後日、農林水産省ホームページ上で公開する予定です。

以上となります。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これで本日の魚病対策促進協議会を終了とさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後 2 時 4 0 分 閉会